

三 全学協議会における確認事項〔昭和三十八年度〕

〔一九六四（昭三九）・一・一八 全学協議会〕

昭和三十八年六月、教学、財政の今後の対策について学園振興懇談会に提示されて以来、九回の学園振興懇談会と十二回の全学協議会を開催してこれを討議してきたが、それらの討議を通じて学校、組合、院生、学生の四者は次の事項を確認した。

I 私学危機の内容

大学の危機は教育内容、教育制度、体制、財政に亘る全般的危機であるが、教育の公共性と経営の私的性格という矛盾をもつ私学にあつては、教学の論理が経営の論理に圧倒されることによつて、この危機が一層鋭く露呈され、教育の機会均等そのものが、根底から侵されようとしている。大学が教育と研究の場であり、大学に対する諸攻勢が他ならぬこの教育と研究に向けてかけられてきている以上、大学の危機の一環である私学危機も、中心的には教学の危機すなわち教育、研究の危機として把握されなければならない。教学の危機は次の三つの側面から把握する必要がある。

(1) 大学制度の変遷と現行大学制度

新制大学にあつては、旧制大学と異り、一般教育が必要不可欠のものとして位置づけられている。しかしながら、旧制から新制への大学制度の移行が、大学の内部的検討を経てなされたものではなかったが故に、この移行の意味が大学人自体にとつて深く理解されるに至らず、現在においても多くの問題を残している。特に新しく設置された一般教育は、古い大学制度の中に折衷的に持ち込まれた感が強く、とかく軽視されることによつてその本来の役割を果たすことができていない。科学的総合的世界観を与える一般教育と学問を深く追求する実践的・応用的専門教育とが真に統一されるところに新制大学の存在意義があるにもか、わらず、

かえつて一般教育と専門教育の分離を生じ、それらが相互に矛盾するものとさえなつているところに大学の危機が現われている。これは研究においては研究の専門化、細分化と孤立化に照応している。

(2) 政府の文教政策に関連して

政府の所謂人づくりの政策は高校までの教育の内部に深く浸透しており、初等、中等教育においては教育における憲法、教育基本法体系の内容的空洞化がほぼ完了している。従つて人づくり政策の影響を支配的に受けた学生が大学に入つて来るのであるが、一般教育各系列各科目間に相互連関がないことによつて、高校までの教育の欠陥・科学性、総合性に欠ける――を大学教育の入口で加重し、拡大再生産していた、といわなければならない。

(3) 学園振興運動に関連して

従来、国民教育推進のための教育・研究の方向として、現代化、総合化、共同化の課題が確認されてきたが、これが理念的提起にとどまつたが故に、十分な成果をみることはできなかった。二部改革及び経営学部新設を契機にして現代化、総合化が全学的な課題として提起されながら教育と研究を革新せしめるに至らなかったのは、古いアカデミズムがなお色濃く残存しており、これを内的要因とする学部セクトが一つの大きな原因である。それらは同時に国民教育の創造と発展に対する内的障壁物となつており、大学教育における一般教育の軽視と相通するものである。現代化、総合化、共同化はこのような古いアカデミズムの残滓を克服すべきであつたにもか、わらず、この推進のための軸が一般教育にあることが明確にされなかった。

以上大学教育の諸問題はすべて一般教育を中心的な環として交錯している。従つて教学の危機の集中的な表現は一・二回生教育なかんづく一般教育にある。

II 教学の危機克服の方向―課題

教学の危機克服のためには基本的には国民教育の立場と、現代化・総合化・共同化の方向によつて、カリキュラムの検討・再編、学部・学科・専攻の再検討から大学制度の再検討にまで及ばなければならない。

しかし単に一般的検討ではなく、矛盾の集中的に現われているものを軸にして検討をす、め危機克服のための体系的施策を講ずる必要がある。

(1) 一般教育の検討を軸にした教学の体系的施策

Iで指摘されたように、教学の危機の集中的表現が一般教育にあることにかんがみ、一般教育を軸にして教学を体系的に検討し、一般教育の改革を軸にした教学の体系的方針を樹立する。それには、①高校までの教育の実態を把握すること、②一般教育三系列間及び系列内科目間の相互関連がなく、これがバラバラであるという現状にかんがみ、これを総合化し、各学部の性格に応じて立体的に配列し、講義内容、方法においてもその相互の関連性を明確にする。③一般教育と専門教育の分離については各学部の特殊性に応じ、これを有機的に関連させることが必要である。

(2) 小集団教育の確立

教育の改革は、教育を受ける学生が教育の現場でこれを受けとめうるような体制を確立しない限りその実を挙げることはいえない。教学内容の向上を真に実現するために、具体的な教育の場における小集団方式を確立する。具体的にはプロゼミ、語学クラスを結合して小クラス制をしき、これを基本単位にして、大・中・小教室講義の合理的配分を行う。

(3) 二部教学

「二部対策要綱」の理念による二部教育の推進。

① 二部学生の実態認識、教育要求にもとづく二部教育の内容及び条件の充実改善。

② 入学、在学、卒業後の進路の方面で教育の機会均等を保障する努力。

(4) 大学院の位置づけと研究指導の強化

化。

(4) 二部教育の責任体制の強化。

(5) 専門担当教員を入れて一般教育委員会を強化する。

(6) 教員の共同研究体制の強化。

V 具体的に来年度から実施していくこと

(1) 法・経・営・文のプロゼミを昭和三十九年度より実施する（文学部では三十六年度から実施している。理工学部のプロゼミについても検討を行う）。その際、担当教員が共同に討議し、研究する体制を全学的につくっていく。しかも、プロゼミを一般教育の中に位置づけ、プロゼミの意義を一般教育の充実、専門への導入だけでなく、マスプロ教育の弊害を除去し、教育を受ける主体としての学生の集団化が国民教育の立場から必須であるという認識に立ち、語学クラスとの一体化をはかり、クラス制の確立を図る。

(2) 各学部での基礎科目的な一般教育科目についての分割講義を実施する。

(3) 総合的な視点を養いうるような新科目を設けるための検討を行う。

(4) 一部にも共通専門科目を設けるための検討を行う。

(5) サークルの顧問制を確立強化する。

(6) 一般教育をめぐる一回生の実態調査を実施する。

(7) 文学部の各専攻のクラス人員を一クラス五十名として厳守する。

(8) 寮を単に厚生施設としてはとらえず、教育研究の場としてとらえる。新寮は徹底した小集団方式をとり、日常的に小集団生活をおくることによつてその実をあげていく。これは今後の寮政策の基本的方向である。

VI 新学部増設、学生数二万及び学部移転の問題についてはできるだけ速かに結論を見出すよう、更に討議を続行する。

VII 私立大学が自らの研究と教育の機能を発揮し得るためには、大学

III 課題実現の方向

教学の危機の内容及びその環は学内各組織、特に各学部教授会、大学協議会、一般教育委員会、外国語科連絡協議会等での教学上の総括と、企画委員会等における全体的検討を経て明確にされるべきであつた。I、IIに指摘されている点も、これら諸組織における徹底的な総括、分析によつて、諸資料の総体が提示されない限り、具体的内容を豊富に含んだ普遍的なものにならないのは言をまたない。更に、重点的にして体系的な教学の施策を樹立し、具体化するためにも、このような総括と現状分析は不可欠である。

(1) 総括

各学部教授会をはじめとして、学内諸組織は、各組織における過去の教学上の総括を行う。

各学部での総括は、企画委員会にも集約し、企画委員会は全学的観点からこれを検討し、立命館教学の実態を通じて大学制度の検討を行う。特に、二部改革の実状の総括は緊急に必要である。

(2) 現状分析

① 理事会が中心になつて、現在の教育情勢の分析を行い、これとの関連において、立命館教学の現状を明確にする。

② 学生の実態の分析を行う。

IV 体制、組織

以上の教学上の課題を解決することを保証するために、次の通り民主的諸体制を強化する。

(1) 学部長二年任期制をふくむ理事会体制の検討。

(2) 企画委員会のあり方の再検討、教職員、学生の意見を反映させる体制の確立。

(3) 各学部調査委員会の強化及び五者会談への参加、企画委員会との密接

自治の確保と財政的条件の保証とが必要であるが、財政的条件の充足を学生やその父兄に直ちに転嫁することは、政府の教育安上り政策の貫徹を安易に許し、憲法に保証された教育の機会均等を阻害し、平和と民主主義の教学内容に否定的な結果を及ぼすものである。従つて学園としても私学危機の本質を広く世論に訴え、教職員、学生の全国的な運動に支えられながら、国庫負担大巾増額運動を更に積極的に推進する。

一九六四年一月一八日

全学協議会の席上にて

学	校	代	表	末	川	博				
組	合	代	表	河	合	信				
大	学	院	生	代	表	西	村	左	右	光
学	生	代	表	山	本	健	治			